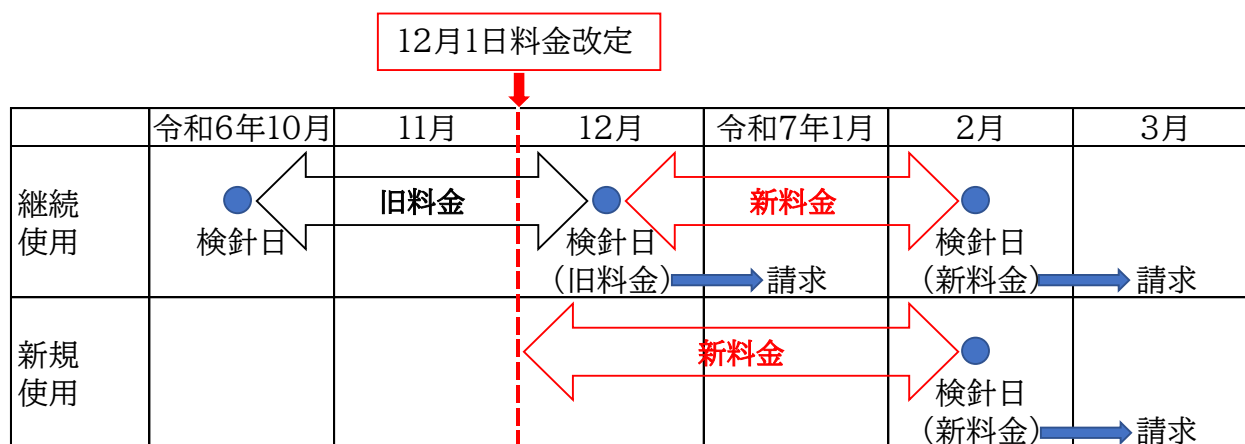


## 【新料金の適用時期】

- 令和6年11月30日以前から継続して使用している方  
⇒令和7年2月定期検針3月請求分から新料金になります。
- 令和6年12月1日以降に使用を開始した方  
⇒使用開始後、最初の検針分から新料金になります。
- 令和6年12月1日以降に休止し料金を精算する方  
⇒休止日により異なりますので、詳しくは越谷松伏水道企業団お客さま課(048-966-3932)までお問い合わせしてください。



※経過措置として、令和6年11月30日以前から継続して使用している方は、最初の検針分について旧料金となります。